



新潟県公報

令和 7 (2025) 年
3 月 27 日 (木)
号 外
第 14 号

目 次

条 例

○一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定	5
○高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の制定	6
○刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理	6
○新潟県特別会計設置条例の一部改正	16
○職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正	17
○新潟県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正	19
○新潟県手数料条例の一部改正	22
○新潟県子ども総合科学館条例の一部改正	23
○新潟県民生委員定数条例の一部改正	23
○指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例及び指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正	24
○認定こども園の認定の要件を定める条例の一部改正	26
○新潟県安心こども基金条例の一部改正	27
○新潟県国民健康保険運営協議会、国民健康保険保険給付費等交付金及び国民健康保険事業費納付金に関する条例の一部改正	27
○県が経営する水道用水供給事業の水道技術管理者の資格等を定める条例の一部改正	29
○新潟県建築基準条例の一部改正	31
○新潟県公立学校職員給与条例及び職員の給与に関する条例等の一部を改正する等の条例の一部改正	32
○学校職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正	34
○新潟県立学校の設置及び管理に関する条例の一部改正	36
○新潟県収入証紙条例の廃止等	37
○新潟県議会の会期に関する条例の一部改正	40
○新潟県議会の保有する個人情報の保護に関する条例の一部改正	41

本号で公布された条例のあらまし

◇一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定（新潟県条例第 4 号）

- 1 児童福祉法の一部改正に伴い、一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定めるため、新たに条例を制定することとしました。
- 2 この条例は、令和 7（2025）年 4 月 1 日から施行することとしました。

◇高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の制定（新潟県条例第 5 号）

- 1 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部改正に伴い、高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の全部を改正することとしました。
- 2 この条例は、令和 7（2025）年 6 月 1 日から施行することとしました。

◇刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理（新潟県条例第 6 号）

1 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴い、次の条例について所要の改正をすることとしました。

- (1) 職員の分限に関する条例
- (2) 職員の給与に関する条例
- (3) 職員の退職手当に関する条例
- (4) 学校職員の分限に関する条例
- (5) 栃木県立自然公園条例
- (6) 栃木県屋外広告物条例
- (7) 栃木県心身障害者扶養共済条例
- (8) 中禅寺湖水上安全条例
- (9) 自然環境の保全及び緑化に関する条例
- (10) 栃木県動物の愛護及び管理に関する条例
- (11) 栃木県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例
- (12) 拡声機による暴騒音の規制に関する条例
- (13) 栃木県土砂等の埋立て等による土壌の汚染の防止に関する条例
- (14) 栃木県公衆に著しく迷惑をかける行為等の防止に関する条例
- (15) 栃木県生活環境の保全等に関する条例
- (16) 栃木県青少年健全育成条例
- (17) 栃木県統計調査条例
- (18) 栃木県暴力団排除条例
- (19) 栃木県薬物の濫用の防止に関する条例
- (20) 栃木県行政不服審査会条例
- (21) 栃木県議会の保有する個人情報の保護に関する条例

2 施行期日等

- (1) この条例は、令和 7 (2025) 年 6 月 1 日から施行することとしました。
- (2) 所要の経過措置を規定することとしました。

◇栃木県特別会計設置条例の一部改正 (栃木県条例第 7 号)

- 1 栃木県用地先行取得事業特別会計を廃止するため、所要の改正をすることとしました。
- 2 この条例は、令和 7 (2025) 年 4 月 1 日から施行することとしました。

◇職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正 (栃木県条例第 8 号)

- 1 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴い、正規の勤務時間以外の時間における勤務の免除を請求することができる職員の範囲を拡大すること等のため、所要の改正をすることとしました。
- 2 この条例は、令和 7 (2025) 年 4 月 1 日から施行することとしました。

◇栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正 (栃木県条例第 9 号)

- 1 農地法の一部改正等に伴い、所要の改正をすることとしました。
- 2 この条例は、令和 7 (2025) 年 4 月 1 日から施行することとしました。

◇栃木県手数料条例の一部改正 (栃木県条例第10号)

- 1 地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、宅地建物取引業の免許に係る申請を電子情報処理組織を使用する方法により行う場合の手数料を定めるため、所要の改正をすることとしました。
- 2 施行期日等
 - (1) この条例は、令和 7 (2025) 年 4 月 1 日から施行することとしました。
 - (2) 所要の経過措置を規定することとしました。

◇栃木県子ども総合科学館条例の一部改正 (栃木県条例第11号)

- 1 栃木県子ども総合科学館に係る利用料金の基準額を改定するため、所要の改正をすることとしました。
- 2 この条例は、規則で定める日から施行することとしました。

◇栃木県民生委員定数条例の一部改正 (栃木県条例第12号)

- 1 民生委員の定数を改定するため、所要の改正をすることとしました。
- 2 この条例は、令和 7 (2025) 年12月 1 日から施行することとしました。

◇指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例及び指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正 (栃木県条例第13号)

- 1 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部改正に伴い、記録の整備に関する基準について、所要の改正をすることとしました。

2 この条例は、令和 7 (2025) 年 4 月 1 日から施行することとしました。

◇認定こども園の認定の要件を定める条例の一部改正 (栃木県条例第14号)

1 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 3 条第 2 項及び第 4 項の規定に基づき内閣総理大臣及び文部科学大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正をすることとしました。

2 この条例は、令和 7 (2025) 年 4 月 1 日から施行することとしました。

◇栃木県安心こども基金条例の一部改正 (栃木県条例第15号)

1 安心して子育てができる環境の整備を図る事業について、引き続き令和11 (2029) 年度まで実施すること等のため、所要の改正をすることとしました。

2 この条例は、公布の日から施行することとしました。

◇栃木県国民健康保険運営協議会、国民健康保険保険給付費等交付金及び国民健康保険事業費納付金に関する条例の一部改正 (栃木県条例第16号)

1 国民健康保険法施行令等の一部改正に伴い、所要の改正をすることとしました。

2 この条例は、公布の日から施行することとしました。

◇県が経営する水道用水供給事業の水道技術管理者の資格等を定める条例の一部改正 (栃木県条例第17号)

1 水道法施行令の一部改正に伴い、県が経営する水道用水供給事業の水道技術管理者等の資格について、所要の改正をすることとしました。

2 この条例は、令和 7 (2025) 年 4 月 1 日から施行することとしました。

◇栃木県建築基準条例の一部改正 (栃木県条例第18号)

1 市町村が建築基準法第39条第 1 項の規定に基づく災害危険区域を指定すること等に伴い、所要の改正をすることとしました。

2 この条例は、公布の日から施行することとしました。

◇栃木県公立学校職員給与条例及び職員の給与に関する条例等の一部を改正する等の条例の一部改正 (栃木県条例第19号)

1 へき地教育振興法の一部改正に伴い、定年前再任用短時間勤務職員にへき地手当を支給すること等のため、所要の改正をすることとしました。

2 施行期日等

(1) この条例は、令和 7 (2025) 年 4 月 1 日から施行することとしました。

(2) 所要の経過措置を規定することとしました。

◇学校職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正 (栃木県条例第20号)

1 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴い、正規の勤務時間以外の時間における勤務の免除を請求することができる職員の範囲を拡大すること等のため、所要の改正をすることとしました。

2 この条例は、令和 7 (2025) 年 4 月 1 日から施行することとしました。

◇栃木県立学校の設置及び管理に関する条例の一部改正 (栃木県条例第21号)

1 栃木市に栃木県立とちぎ学びの夢学園を設置するため、所要の改正をすることとしました。

2 施行期日等

(1) この条例は、令和 7 (2025) 年 4 月 1 日から施行することとしました。

(2) 栃木県立学校の授業料等に関する条例について、所要の規定の整備をすることとしました。

◇栃木県収入証紙条例の廃止等 (栃木県条例第22号)

1 栃木県収入証紙を廃止するため、次の条例について所要の改廃をすることとしました。

(1) 栃木県収入証紙条例 (廃止)

(2) 栃木県立学校の授業料等に関する条例 (一部改正)

(3) 栃木県手数料条例 (一部改正)

(4) 栃木県公害紛争処理条例 (一部改正)

(5) 栃木県立産業技術専門校条例 (一部改正)

(6) 栃木県立衛生福祉大学校条例 (一部改正)

(7) 栃木県農業大学校条例 (一部改正)

(8) 栃木県警察関係手数料条例 (一部改正)

(9) 栃木県産業技術センター設置、管理及び使用料条例 (一部改正)

2 施行期日等

(1) この条例は、令和 8 (2026) 年 4 月 1 日から施行することとしました。

(2) 所要の経過措置を規定することとしました。

◇栃木県議会の会期に関する条例の一部改正（栃木県条例第 23 号）

- 1 令和 7（2025）年 4 月 1 日から令和 8（2026）年 3 月 31 日までの会期における栃木県議会の定例日を定めることとしました。
- 2 この条例は、令和 7（2025）年 4 月 1 日から施行することとしました。

◇栃木県議会の保有する個人情報の保護に関する条例の一部改正（栃木県条例第 24 号）

- 1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正等に伴い、所要の改正をすることとしました。
- 2 この条例は、令和 7（2025）年 4 月 1 日から施行することとしました。

条 例

次に掲げる条例をここに公布する。

- 1 一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例
- 2 高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例
- 3 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
- 4 栃木県特別会計設置条例の一部を改正する条例
- 5 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例
- 6 栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 7 栃木県手数料条例の一部を改正する条例
- 8 栃木県子ども総合科学館条例の一部を改正する条例
- 9 栃木県民生委員定数条例の一部を改正する条例
- 10 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例及び指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例
- 11 認定こども園の認定の要件を定める条例の一部を改正する条例
- 12 栃木県安心こども基金条例の一部を改正する条例
- 13 栃木県国民健康保険運営協議会、国民健康保険給付費等交付金及び国民健康保険事業費納付金に関する条例の一部を改正する条例
- 14 県が経営する水道用水供給事業の水道技術管理者の資格等を定める条例の一部を改正する条例
- 15 栃木県建築基準条例の一部を改正する条例
- 16 栃木県公立学校職員給与条例及び職員の給与に関する条例等の一部を改正する等の条例の一部を改正する条例
- 17 学校職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例
- 18 栃木県立学校の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 19 栃木県収入証紙条例を廃止する等の条例
- 20 栃木県議会の会期に関する条例の一部を改正する条例
- 21 栃木県議会の保有する個人情報保護の保護に関する条例の一部を改正する条例

令和 7 年 3 月 27 日

栃木県知事 福田 富一

栃木県条例第 4 号

一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例
(趣旨)

第 1 条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第12条の4第2項の規定に基づき、同条第1項に規定する一時保護施設（以下「一時保護施設」という。）の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。
(設備及び運営に関する基準)

第 2 条 一時保護施設の設備及び運営に関する基準は、一時保護施設の設備及び運営に関する基準（令和6年内閣府令第27号）（同令の改正に係る経過措置に関する規定を含む。）の定めるところによる。
(規則への委任)

第3条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。
附 則
この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(こども政策課)

栃木県条例第5号

高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例

高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例（平成24年栃木県条例第56号）の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この条例は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号。以下「法」という。）第13条第1項の規定に基づき、移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、法の例による。

(特定公園施設の設置に関する基準)

第3条 移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準は、移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める省令（平成18年国土交通省令第115号）（同令の改正に係る経過措置に関する規定を含む。）の定めるところによる。この場合において、次の表の左欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第3条第1号ホ	傾斜路		当該段差を2センチメートル以内とし、又は傾斜路
第3条第5号イ	90センチメートル		100センチメートル
第6条第1項第2号イ	こと。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、通路の末端の付近の広さを車いすの転回に支障のないものとした上で、幅を80センチメートル以上とすることができる。		こと。

(規則への委任)

第4条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。

(都市整備課)

栃木県条例第6号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(職員の分限に関する条例の一部改正)

第1条 職員の分限に関する条例（昭和26年栃木県条例第44号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改	正	後	改	正	前
---	---	---	---	---	---

(失職の特例)

第9条

任命権者は、職務遂行中又は通勤途上の過失による交通事故に係る罪により禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を猶予された職員について、情状を考慮して特に必要があると認めるときは、その職を失わないものとすることができる。

2 略

(失職の特例)

第9条

任命権者は、職務遂行中又は通勤途上の過失による交通事故に係る罪により拘禁刑以上の刑に処せられ、その刑の執行を猶予された職員について、情状を考慮して特に必要があると認めるときは、その職を失わないものとすることができる。

2 略

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第2条

職員の給与に関する条例（昭和27年栃木県条例第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
第20条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。 (1)・(2) 略 (3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に拘禁刑以上の刑に処せられたもの (4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられたもの	第20条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。 (1)・(2) 略 (3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの (4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの
第20条の3 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。 (1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について拘禁刑以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合 (2) 略 2 略 3 任命権者は、一時差し処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差し処分を取り消さなければならぬ。ただし、第3号に該当する場合において、一時差し処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されている	第20条の3 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。 (1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合 (2) 略 2 略 3 任命権者は、一時差し処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差し処分を取り消さなければならぬ。ただし、第3号に該当する場合において、一時差し処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されている

るときその他これを取り消すことが一時差止処分目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。 (1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し <u>禁錮</u> 以上の刑に処せられなかった場合 (2)・(3) 略 4～7 略	るときその他これを取り消すことが一時差止処分目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。 (1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し <u>禁錮</u> 以上の刑に処せられなかった場合 (2)・(3) 略 4～7 略
---	---

(職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第 3 条 職員の退職手当に関する条例 (昭和29年栃木県条例第 3 号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(退職手当の支払の差止め) 第15条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うものとする。 (1) 職員が刑事事件に関し起訴 (当該起訴に係る犯罪について<u>禁刑</u>以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法 (昭和23年法律第131号) 第6編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。) をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。 (2) 略 2～4 略 5 第1項又は第2項の規定による支払差止処分を行った退職手当管理機関は、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、当該支払差止処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。 (1) 略 (2) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となつた起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合 (<u>禁刑</u>以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。) 又は公訴を提起しない処分があつた場合であつて、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があつた日から6月を経過した場合 (3) 略 6～10 略	(退職手当の支払の差止め) 第15条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うものとする。 (1) 職員が刑事事件に関し起訴 (当該起訴に係る犯罪について<u>禁錮</u>以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法 (昭和23年法律第131号) 第6編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。) をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。 (2) 略 2～4 略 5 第1項又は第2項の規定による支払差止処分を行った退職手当管理機関は、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、当該支払差止処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。 (1) 略 (2) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となつた起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合 (<u>禁錮</u>以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。) 又は公訴を提起しない処分があつた場合であつて、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があつた日から6月を経過した場合 (3) 略 6～10 略

(退職後拘禁刑以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限)

第16条 退職をした者に対しただ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われない場合において、次の各号のいずれかに該当するとき
は、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者（第1号又は第2号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、第14条第1項に規定する事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。
(1) 当該退職をした者が刑事事件（当該退職後に起訴をされた場合にあっては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。）に關し当該退職後に禁刑以上の刑に処せられたとき。

(2)・(3) 略
2～6 略

(退職をした者の退職手当の返納)

第17条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、第14条第1項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第12条第3項、第6項又は第8項の規定による退職手当の支給を受けることができた者（次条及び第19条において「失業手当受給可能者」という。）であつた場合には、これらの規定により算出される金額（次条及び第19条において「失業者退職手当額」という。）を除く。）の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。
(1) 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に關し拘禁刑以上の刑に処せられたとき。

(2)・(3) 略
2～6 略

(退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付)

第19条 略
2・3 略
4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に關し起訴をされた場合において、当該刑事事件に

(退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限)

第16条 退職をした者に対しただ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われない場合において、次の各号のいずれかに該当するとき
は、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者（第1号又は第2号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、第14条第1項に規定する事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。
(1) 当該退職をした者が刑事事件（当該退職後に起訴をされた場合にあっては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。）に關し当該退職後に禁錮以上の刑に処せられたとき。

(2)・(3) 略
2～6 略

(退職をした者の退職手当の返納)

第17条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、第14条第1項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第12条第3項、第6項又は第8項の規定による退職手当の支給を受けることができた者（次条及び第19条において「失業手当受給可能者」という。）であつた場合には、これらの規定により算出される金額（次条及び第19条において「失業者退職手当額」という。）を除く。）の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。
(1) 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に關し禁錮以上の刑に処せられたとき。

(2)・(3) 略
2～6 略

(退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付)

第19条 略
2・3 略
4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に關し起訴をされた場合において、当該刑事事件に

関し <u>拘禁刑</u> 以上の刑に処せられた後において第17条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し <u>拘禁刑</u> 以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。 5～8 略	関し <u>禁錮</u> 以上の刑に処せられた後において第17条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し <u>禁錮</u> 以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。 5～8 略
---	---

(学校職員の分限に関する条例の一部改正)
第4条 学校職員の分限に関する条例（昭和31年栃木県条例第33号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(失職の特例) 第10条 任命権者は、職務遂行中又は通勤途上の過失による交通事故に係る罪により <u>拘禁刑</u> 以上の刑に処せられ、その刑の執行を猶予された学校職員について、情状を考慮して特に必要があると認めるときは、その職を失わないものとすることができる。 2 略	(失職の特例) 第10条 任命権者は、職務遂行中又は通勤途上の過失による交通事故に係る罪により <u>禁錮</u> 以上の刑に処せられ、その刑の執行を猶予された学校職員について、情状を考慮して特に必要があると認めるときは、その職を失わないものとすることができる。 2 略

(栃木県立自然公園条例の一部改正)
第5条 栃木県立自然公園条例（昭和33年栃木県条例第11号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
第45条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、1年以下の <u>拘禁刑</u> 又は100万円以下の罰金に処する。 (1)・(2) 略	第45条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、1年以下の <u>懲役</u> 又は100万円以下の罰金に処する。 (1)・(2) 略
第46条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、6月以下の <u>拘禁刑</u> 又は50万円以下の罰金に処する。 (1)～(3) 略	第46条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、6月以下の <u>懲役</u> 又は50万円以下の罰金に処する。 (1)～(3) 略

(栃木県屋外広告物条例の一部改正)
第6条 栃木県屋外広告物条例（昭和39年栃木県条例第64号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
(罰則) 第31条の2 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の <u>拘禁刑</u> 又は50万円以下の罰金に処する。 (1)～(3) 略	(罰則) 第31条の2 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の <u>懲役</u> 又は50万円以下の罰金に処する。 (1)～(3) 略		
(栃木県心身障害者扶養共済条例の一部改正) 第7条 栃木県心身障害者扶養共済条例(昭和45年栃木県条例第4号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。			
改 正 後		改 正 前	
(年金の支給停止) 第9条 第7条第1項の規定により年金を支給される心身障害者(以下「年金受給権者」という。)が、次の各号のいずれかに該当するときは、その該当する期間、年金の支給を停止する。 (1) 略 (2) <u>拘禁刑</u> に処せられ、 <u>その</u> 執行を受けているとき。 (3) 略	(年金の支給停止) 第9条 第7条第1項の規定により年金を支給される心身障害者(以下「年金受給権者」という。)が、次の各号のいずれかに該当するときは、その該当する期間、年金の支給を停止する。 (1) 略 (2) <u>懲役又は禁固の刑</u> に処せられ、 <u>刑の</u> 執行を受けているとき。 (3) 略		
(中禅寺湖水上安全条例の一部改正) 第8条 中禅寺湖水上安全条例(昭和45年栃木県条例第33号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。			
改 正 後		改 正 前	
(罰則) 第16条 次の各号の <u>いずれかに</u> 該当する者は、3月以下の <u>拘禁刑</u> 又は20万円以下の罰金に処する。 (1)～(3) 略	(罰則) 第16条 次の各号の <u>一に</u> 該当する者は、3月以下の <u>懲役</u> 又は20万円以下の罰金に処する。 (1)～(3) 略		
(自然環境の保全及び緑化に関する条例の一部改正) 第9条 自然環境の保全及び緑化に関する条例(昭和49年栃木県条例第5号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。			
改 正 後		改 正 前	
第41条 第18条第1項又は第2項(これらの規定を第25条において準用する場合を除く。)の規定による命令に違反した者は、1年以下の <u>拘禁刑</u> 又は100万円以下の罰金に処する。	第41条 第18条第1項又は第2項(これらの規定を第25条において準用する場合を除く。)の規定による命令に違反した者は、1年以下の <u>懲役</u> 又は100万円以下の罰金に処する。		

第42条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の <u>拘禁刑</u> 又は50万円以下の罰金に処する。 (1)～(3) 略	第42条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の <u>懲役</u> 又は50万円以下の罰金に処する。 (1)～(3) 略
(栃木県動物の愛護及び管理に関する条例の一部改正)	
第10条 栃木県動物の愛護及び管理に関する条例（昭和54年栃木県条例第28号）の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。	
改 正 後	改 正 前
(罰則)	(罰則)
第15条 第8条の規定による命令に違反した者は、6月以下の <u>拘禁刑</u> 又は30万円以下の罰金に処する。	第15条 第8条の規定による命令に違反した者は、6月以下の <u>懲役</u> 又は30万円以下の罰金に処する。
(栃木県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部改正)	
第11条 栃木県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和60年栃木県条例第28号）の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。	
改 正 後	改 正 前
第18条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の <u>拘禁刑</u> 又は30万円以下の罰金に処する。 (1)～(3) 略	第18条 次の各号の <u>一</u> に 該当する者は、1年以下の <u>懲役</u> 又は30万円以下の罰金に処する。 (1)～(3) 略
(拡声機による暴騒音の規制に関する条例の一部改正)	
第12条 拡声機による暴騒音の規制に関する条例（平成4年栃木県条例第41号）の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。	
改 正 後	改 正 前
(罰則)	(罰則)
第11条 第5条第1項の規定による警察官の命令又は同条第2項の規定による警察署長の命令に違反した者は、6月以下の <u>拘禁刑</u> 又は20万円以下の罰金に処する。 2 略	第11条 第5条第1項の規定による警察官の命令又は同条第2項の規定による警察署長の命令に違反した者は、6月以下の <u>懲役</u> 又は20万円以下の罰金に処する。 2 略
(栃木県土砂等の埋立て等による土壌の汚染の防止に関する条例の一部改正)	
第13条 栃木県土砂等の埋立て等による土壌の汚染の防止に関する条例（平成10年栃木県条例第37号）の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。	

		改	正	後	改	正	前
(罰則)		(罰則)					
第32条 第 8 条第 2 項又は第25条の規定による命令に違反した者は、1 年以下の <u>拘禁刑</u> 又は100万円以下の罰金に処する。		第32条 第 8 条第 2 項又は第25条の規定による命令に違反した者は、1 年以下の <u>懲役</u> 又は100万円以下の罰金に処する。					
(栃木県公衆に著しく迷惑をかける行為等の防止に関する条例の一部改正)							
第14条 栃木県公衆に著しく迷惑をかける行為等の防止に関する条例 (平成14年栃木県条例第62号) の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。							
		改	正	後	改	正	前
(罰則)		(罰則)					
第 9 条 第 3 条又は第 7 条第 1 項若しくは第 2 項の規定に違反した者は、1 年以下の <u>拘禁刑</u> 又は100万円以下の罰金に処する。 2 常習として第 3 条又は第 7 条第 1 項若しくは第 2 項の規定に違反した者は、2 年以下の <u>拘禁刑</u> 又は100万円以下の罰金に処する。		第 9 条 第 3 条又は第 7 条第 1 項若しくは第 2 項の規定に違反した者は、1 年以下の <u>懲役</u> 又は100万円以下の罰金に処する。 2 常習として第 3 条又は第 7 条第 1 項若しくは第 2 項の規定に違反した者は、2 年以下の <u>懲役</u> 又は100万円以下の罰金に処する。					
第10条 略 2 常習として第 8 条第 2 項の規定に違反した者は、6 月以下の <u>拘禁刑</u> 又は100万円以下の罰金に処する。		第10条 略 2 常習として第 8 条第 2 項の規定に違反した者は、6 月以下の <u>懲役</u> 又は100万円以下の罰金に処する。					
第11条 略 2 常習として第 2 条、第 4 条から第 6 条まで又は第 8 条第 1 項の規定に違反した者は、6 月以下の <u>拘禁刑</u> 又は50万円以下の罰金に処する。		第11条 略 2 常習として第 2 条、第 4 条から第 6 条まで又は第 8 条第 1 項の規定に違反した者は、6 月以下の <u>懲役</u> 又は50万円以下の罰金に処する。					
(栃木県生活環境の保全等に関する条例の一部改正)							
第15条 栃木県生活環境の保全等に関する条例 (平成16年栃木県条例第40号) の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。							
		改	正	後	改	正	前
第69条 第12条第 1 項若しくは第 2 項、第16条、第17条第 2 項、第22条、第23条第 2 項、第34条第 2 項、第35条第 2 項、第38条第 2 項又は第49条第 3 項の規定による命令に違反した者は、1 年以下の <u>拘禁刑</u> 又は50万円以下の罰金に処する。		第69条 第12条第 1 項若しくは第 2 項、第16条、第17条第 2 項、第22条、第23条第 2 項、第34条第 2 項、第35条第 2 項、第38条第 2 項又は第49条第 3 項の規定による命令に違反した者は、1 年以下の <u>懲役</u> 又は50万円以下の罰金に処する。					
(栃木県青少年健全育成条例の一部改正)							
第16条 栃木県青少年健全育成条例 (平成18年栃木県条例第41号) の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。							

改 正 後	改 正 前
第56条 第42条第1項の規定に違反した者は、2年以下の <u>拘禁刑</u> 又は100万円以下の罰金に処する。 2 第42条第2項又は第47条第1号若しくは第4号から第8号までの規定に違反した者は、1年以下の <u>拘禁刑</u> 又は50万円以下の罰金に処する。 3 第32条第2項の規定に違反した者は、6月以下の <u>拘禁刑</u> 又は50万円以下の罰金に処する。 4～8 略	第56条 第42条第1項の規定に違反した者は、2年以下の <u>懲役</u> 又は100万円以下の罰金に処する。 2 第42条第2項又は第47条第1号若しくは第4号から第8号までの規定に違反した者は、1年以下の <u>懲役</u> 又は50万円以下の罰金に処する。 3 第32条第2項の規定に違反した者は、6月以下の <u>懲役</u> 又は50万円以下の罰金に処する。 4～8 略
(栃木県統計調査条例の一部改正)	
第17条 栃木県統計調査条例（平成20年栃木県条例第48号）の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。	
改 正 後	改 正 前
(罰則) 第13条 次の各号のいずれかに該当する者は、2年以下の <u>拘禁刑</u> 又は100万円以下の罰金に処する。 (1)・(2) 略 2 略	(罰則) 第13条 次の各号のいずれかに該当する者は、2年以下の <u>懲役</u> 又は100万円以下の罰金に処する。 (1)・(2) 略 2 略
第14条 第11条第1項各号に掲げる者が、その取扱いに係る調査票情報を、自己又は第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の <u>拘禁刑</u> 又は50万円以下の罰金に処する。	第14条 第11条第1項各号に掲げる者が、その取扱いに係る調査票情報を、自己又は第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の <u>懲役</u> 又は50万円以下の罰金に処する。
第15条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の <u>拘禁刑</u> 又は50万円以下の罰金に処する。 (1)・(2) 略	第15条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の <u>懲役</u> 又は50万円以下の罰金に処する。 (1)・(2) 略
(栃木県暴力団排除条例の一部改正)	
第18条 栃木県暴力団排除条例（平成22年栃木県条例第30号）の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。	
改 正 後	改 正 前
第24条 第12条第1項の規定に違反した者は、1年以下の <u>拘禁刑</u> 又は50万円以下の罰金に処する。 (栃木県薬物の濫用の防止に関する条例の一部改正)	第24条 第12条第1項の規定に違反した者は、1年以下の <u>懲役</u> 又は50万円以下の罰金に処する。

第19条 栃木県菓物の濫用の防止に関する条例（平成27年栃木県条例第31号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(罰則) 第23条 第17条の規定による命令（第16条第1項第1号又は第2号に係るものに限る。）に違反した者は、2年以下の <u>拘禁刑</u> 又は100万円以下の罰金に処する。	(罰則) 第23条 第17条の規定による命令（第16条第1項第1号又は第2号に係るものに限る。）に違反した者は、2年以下の <u>懲役</u> 又は100万円以下の罰金に処する。
第24条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の <u>拘禁刑</u> 又は50万円以下の罰金に処する。 (1)・(2) 略	第24条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の <u>懲役</u> 又は50万円以下の罰金に処する。 (1)・(2) 略
第25条 第15条第3号又は第4号の規定に違反した者は、6月以下の <u>拘禁刑</u> 又は30万円以下の罰金に処する。	第25条 第15条第3号又は第4号の規定に違反した者は、6月以下の <u>懲役</u> 又は30万円以下の罰金に処する。

（栃木県行政不服審査会条例の一部改正）

第20条 栃木県行政不服審査会条例（平成28年栃木県条例第10号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(罰則) 第21条 第9条の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の <u>拘禁刑</u> 又は50万円以下の罰金に処する。	(罰則) 第21条 第9条の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の <u>懲役</u> 又は50万円以下の罰金に処する。

（栃木県議会の保有する個人情報保護に関する条例の一部改正）

第21条 栃木県議会の保有する個人情報の保護に関する条例（令和4年栃木県条例第43号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
第53条 職員若しくは職員であつた者、第9条第2項若しくは第15条第5項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第5項第1号に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の <u>拘禁刑</u> 又は100万円以下の罰金に処する。	第53条 職員若しくは職員であつた者、第9条第2項若しくは第15条第5項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第5項第1号に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の <u>懲役</u> 又は100万円以下の罰金に処する。

第54条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を知り若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金に処する。	第54条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を知り若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の<u>懲役</u> 又は50万円以下の罰金に処する。
第55条 職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金に処する。	第55条 職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の<u>懲役</u> 又は50万円以下の罰金に処する。

附 則

(施行期日)

- この条例は、令和7年6月1日から施行する。
(罰則の適用等に関する経過措置)
- この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。
- この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。）第12条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第13条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれの刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑とする。
(人の資格に関する経過措置)
- 拘禁刑に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する条例の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者とみなす。
(職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)
- この条例の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第2条の規定による改正後の職員の給与に関する条例第20条の3第1項（第1号に係る部分に限る。）及び第3項（第3号に係る部分に限る。）の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。
(職員の退職手当に関する条例の一部改正に伴う経過措置)
- この条例の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第3条の規定による改正後の職員の退職手当に関する条例第15条第1項及び第5項、第16条第1項（第1号に係る部分に限る。）並びに第19条第4項並びに職員の退職手当に関する条例第19条第3項の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。
(経過措置の規則への委任)
- 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に伴い必要な経過措置は、規則で定める。

(文書学事課)

栃木県条例第7号

栃木県特別会計設置条例の一部を改正する条例

栃木県特別会計設置条例（昭和39年栃木県条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後					改 正 前				
(特別会計の名称等) 第 2 条 特別会計の名称、事業の内容又は設置の理由及び歳入歳出は、次に掲げるとおとする。					(特別会計の名称等) 第 2 条 特別会計の名称、事業の内容又は設置の理由及び歳入歳出は、次に掲げるとおとする。				
名	称	事 業 の 内 容 又 は 設 置 の 理 由	歳 入	歳 出	名	称	事 業 の 内 容 又 は 設 置 の 理 由	歳 入	歳 出
栃木県公債管理特 別会計		略	略	略	栃木県公債管理特 別会計		略	略	略
					栃木県用地先行取 得事業特別会計		公用又は公共用に供 する土地を先行取得 する事業	土地売却収 入、一般会 計繰入金、 県債及び附 属諸収入	土地取得に 要する経 費、県債償 還金、県債 利子及びそ の他の諸支 出
略					略				

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(財政課)

栃木県条例第 8 号

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成 7 年栃木県条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後				改 正 前			
(週休日及び勤務時間の割振り) 第 3 条 略				(週休日及び勤務時間の割振り) 第 3 条 略			
2	略			2	略		
3	任命権者は、次に掲げる職員（人事委員会規則で定める職員及び次条の規定の適用を受ける職員を除く。以下この項において同じ。）について、始業及び終業の時刻について職員の出退を考慮して当該職員の勤務時間を割り振ることが公務の運営に支障がないと認められる場合には、前項			3	任命権者は、次に掲げる職員（人事委員会規則で定める職員及び次条の規定の適用を受ける職員を除く。以下この項において同じ。）について、始業及び終業の時刻について職員の出退を考慮して当該職員の勤務時間を割り振ることが公務の運営に支障がないと認められる場合には、前項		

の規定にかかわらず、人事委員会規則の定めるところにより、職員の申告を経て、4 週間を超えない範囲内で週を単位として人事委員会規則で定める期間ごとの期間につき前条に規定する勤務時間となるように当該職員の勤務時間を割り振ることができる。 (1) 子（地方公務員の育児休業等に関する法律第 2 条第 1 項の規定により子に含まれるものとされる者を含む。第 7 条第 1 項から第 3 項までにおいて同じ。）の養育又は配偶者等（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。））、父母、子、配偶者の父母その他の人事委員会規則で定める者をいう。以下同じ。）の介護をする職員であって、人事委員会規則で定めるもの (2) 略 （深夜勤務及び時間外勤務の制限） 第 7 条 略 2 任命権者は、<u>3 歳に満たない子のある職員が当該子の養育をするために請求した場合には、当該請求した職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、前条第 2 項に規定する勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項において同じ。）をさせてはならない。</u> 3 略 4 前 3 項の規定は、配偶者等で、負傷、疾病、老齢等により人事委員会規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの（以下「要介護者」という。）の介護をする職員について準用する。この場合において、第 1 項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後 10 時から翌午前 5 時までの時間をいう。以下同じ。）において常態として当該子の養育をすることができるとして人事委員会規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が当該子の養育」とあるのは「要介護者のある職員が当該要介護者の介護」と、第 2 項中「3 歳に満たない子のある職員が当該子の養育」とあるのは「要介護者のある職員が当該要介護者の介護」と、<u>「当該請求した職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」と、前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が当該子の養育」とあるのは「要介護者の職員が当該要介護者の介護」と読み替えるものとする。</u>	の規定にかかわらず、人事委員会規則の定めるところにより、職員の申告を経て、4 週間を超えない範囲内で週を単位として人事委員会規則で定める期間ごとの期間につき前条に規定する勤務時間となるように当該職員の勤務時間を割り振ることができる。 (1) 子（地方公務員の育児休業等に関する法律第 2 条第 1 項の規定により子に含まれるものとされる者を含む。第 7 条第 1 項から第 3 項までにおいて同じ。）の養育又は配偶者等（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。））、父母、子、配偶者の父母その他の人事委員会規則で定める者をいう。以下同じ。）の介護をする職員であって、人事委員会規則で定めるもの (2) 略 （深夜勤務及び時間外勤務の制限） 第 7 条 略 2 任命権者は、<u>小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が当該子の養育をするために請求した場合には、当該請求した職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、前条第 2 項に規定する勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項において同じ。）をさせてはならない。</u> 3 略 4 前 3 項の規定は、配偶者等で、負傷、疾病、老齢等により人事委員会規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの（以下「要介護者」という。）の介護をする職員について準用する。この場合において、第 1 項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後 10 時から翌午前 5 時までの時間をいう。以下同じ。）において常態として当該子の養育をすることができるとして人事委員会規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が当該子の養育」とあるのは「要介護者のある職員が当該要介護者の介護」と、第 2 項及び前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が当該子の養育」とあるのは「要介護者のある職員が当該要介護者の介護」と、<u>第 2 項中「当該請求した職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」と読み替えるものとする。</u>
第17条 略	第17条 略

(配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等) 第17条の2 任命権者は、職員が当該任命権者に対し、当該職員の配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出（以下「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。 2 任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に達する日の属する年度において、介護両立支援制度等その他の事項を知らせなければならない。 (勤務環境の整備に関する措置) 第17条の3 任命権者は、介護両立支援制度等の利用に係る請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。 (1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施 (2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備 (3) その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置	
---	--

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(人事課)

栃木県条例第 9 号

栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年栃木県条例第31号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
別表第 1 （第 2 条、第 3 条関係）	
1 ～ 22 の 2 略	別表第 1（第 2 条、第 3 条関係） 1 ～ 22 の 2 略
23 採石法（昭和25年法律第291号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（電子的方法により行われる申請に係るものを除く。） (1) 法第33条の規定による認可の申請の受理等 (2) 法第33条の 5 第 1 項の規定による認可の申請の受	23 採石法（昭和25年法律第291号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、同法第33条及び第33条の 5 第 1 項の規定による認可の申請の受理等 略

理等		
24・24の 2 略		
25 砂利採取法（昭和43年法律第74号において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの （砂利採取場の区域の全部又は一部が同法第16条第2号に規定する河川区域等の区域内にある場合に係るもの及び電子的方法により行われる申請に係るものを除く。） （1）法第16条の規定による認可の申請の受理等 （2）法第20条第1項の規定による認可の申請の受理等	略	略
25の 2 ～ 29 略		
29の 2 農地法（昭和27年法律第229号。以下この項において「法」という。）及び農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第63号。以下この項において「平成27年改正法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの （1）～（8） 略 （9）法第49条第1項の規定による立入調査等（第1号、第2号、第4号、第5号、第7号、第13号、第15号及び第16号に掲げる事務に係るものに限る。） （10）・（11） 略 （12）法第50条の規定による報告の徴取（前各号及び次号から第17号までに掲げる事務に係るものに限る。） （13） 略 （14）法第51条第3項の規定による公表（前号に掲げる事務に係るものに限る。） （15）法第51条第4項の規定による措置及び公告（第13号に掲げる事務に係るものに限る。） （16）法第51条第5項の規定による費用の徴収（前号に掲げる事務に係るものに限る。） （17） 略	略	略
29の 3 租税特別措置法（昭和32年法律第26号。以下こ		略

の項において「法」という。) に基づく事務のうち、次に掲げるもの (前項第 1 号、第 2 号、第 4 号、第 5 号、第 7 号、第 13 号及び第 14 号に掲げる事務に係るものに限る。) (1) ・ (2) 略	の項において「法」という。) に基づく事務のうち、次に掲げるもの (前項第 1 号、第 2 号、第 4 号、第 5 号、第 7 号、第 13 号及び第 15 号に掲げる事務に係るものに限る。) (1) ・ (2) 略
29 の 4 農業振興地域の整備に関する法律 (昭和 44 年法律第 58 号。以下この項において「法」という。) に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1) ～ (4) 略 (5) 法第 15 条の 4 第 1 項の規定による勧告 (6) 法第 15 条の 4 第 2 項の規定による公表	29 の 4 農業振興地域の整備に関する法律 (昭和 44 年法律第 58 号。以下この項において「法」という。) に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1) ～ (4) 略 (5) 法第 16 条第 1 項 の規定による勧告 (6) 法第 16 条第 2 項 の規定による公表
29 の 5 ～ 35 の 3 略	29 の 5 ～ 35 の 3 略
35 の 4 都市再開発法 (昭和 44 年法律第 38 号。以下この項において「法」という。) 、都市再開発法施行令 (昭和 44 年政令第 232 号。以下この項において「政令」という。) 及び都市再開発法施行規則 (昭和 44 年建設省令第 54 号。以下この項において「省令」という。) に基づく事務のうち、次に掲げるもの (個人施行者、市街地再開発組合又は再開発会社が施行する第一種市街地再開発事業に係るものに限る。) (1) ～ (50) 略 (51) 省令第 39 条第 2 項、第 3 項及び第 5 項の規定による掲示	35 の 4 都市再開発法 (昭和 44 年法律第 38 号。以下この項において「法」という。) 、都市再開発法施行令 (昭和 44 年政令第 232 号。以下この項において「政令」という。) 及び都市再開発法施行規則 (昭和 44 年建設省令第 54 号。以下この項において「省令」という。) に基づく事務のうち、次に掲げるもの (個人施行者、市街地再開発組合又は再開発会社が施行する第一種市街地再開発事業に係るものに限る。) (1) ～ (50) 略 (51) 省令第 39 条第 2 項 の規定による掲示及び掲載 (52) 省令第 39 条第 3 項の規定による掲示及び掲載 (53) 省令第 39 条第 5 項の規定による掲示及び掲載
35 の 5 ～ 36 の 2 略	35 の 5 ～ 36 の 2 略
37 建築基準法 (昭和 25 年法律第 201 号。以下この項において「法」という。) 、建築基準法施行令 (昭和 25 年政令第 338 号。以下この項において「政令」という。) 及び法の施行のための規則に基づき事務のうち、次に掲げるもの (1) ・ (2) 略 (3) 法第 6 条第 1 項の規定による確認の申請 の受理等 (4) ～ (130) 略	37 建築基準法 (昭和 25 年法律第 201 号。以下この項において「法」という。) 、建築基準法施行令 (昭和 25 年政令第 338 号。以下この項において「政令」という。) 及び法の施行のための規則に基づき事務のうち、次に掲げるもの (1) ・ (2) 略 (3) 法第 6 条第 1 項の規定による確認の申請 (電子的方法により行われるものを除く。) の受理等 (4) ～ (130) 略

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(行政改革 I C T 推進課)

栃木県条例第10号

栃木県手数料条例の一部を改正する条例

栃木県手数料条例（昭和31年栃木県条例第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
別表第 1（第2条、第3条、第5条関係）		別表第 1（第2条、第3条、第5条関係）	
事 務	金 額	事 務	金 額
1～471の4 略		1～471の4 略	
472 宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第3条第1項の規定に基づく宅地建物取引業の免許の申請に対する審査	33,000円（当該申請を情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第6条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行う場合における当該申請に係る審査にあつては、26,500円）	472 宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第3条第1項の規定に基づく宅地建物取引業の免許の申請に対する審査	33,000円
473 宅地建物取引業法第3条第3項の規定に基づく宅地建物取引業の免許の更新の申請に対する審査	33,000円（当該申請を情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第6条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行う場合における当該申請に係る審査にあつては、26,500円）	473 宅地建物取引業法第3条第3項の規定に基づく宅地建物取引業の免許の更新の申請に対する審査	33,000円
474～517 略		474～517 略	
備考 略		備考 略	

附 則

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に申請がなされている事務に係る手数料については、なお従前の例による。

(文書学事課)

栃木県条例第11号

栃木県子ども総合科学館条例の一部を改正する条例

栃木県子ども総合科学館条例（昭和63年栃木県条例第3号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後				改 正 前			
別表（第9条の2関係）				別表（第9条の2関係）			
区		分		区		分	
観覧料の基準額	展示室	1人につき	普通利用券	観覧料の基準額	展示室	1人につき	普通利用券
			年間利用券				年間利用券
遊具利用料の基準額	プラネタリウム	1人1回につき		遊具利用料の基準額	プラネタリウム	1人1回につき	
	自転車	1人1時間につき			自転車	1人1時間につき	
略				略			
備考 略				備考 略			

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

(県民協働推進課)

栃木県条例第12号

栃木県民生委員定数条例の一部を改正する条例

栃木県民生委員定数条例（平成26年栃木県条例第58号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
民生委員法（昭和23年法律第198号）第4条第1項の規定により、民生委員の定数は、次の表の左欄に掲げる市町村の区域ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。		民生委員法（昭和23年法律第198号）第4条第1項の規定により、民生委員の定数は、次の表の左欄に掲げる市町村の区域ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。	
足利市	350人	足利市	347人
略		略	
佐野市	277人	佐野市	275人
略		略	
日光市	238人	日光市	237人
小山市	306人	小山市	304人

略		
那須塩原市		227人
略		
下野市		109人
略		
下都賀郡壬生町		86人
略		

略		
那須塩原市		214人
略		
下野市		108人
略		
下都賀郡壬生町		85人
略		

附 則

この条例は、令和 7 年12月 1 日から施行する。

(保健福祉課)

栃木県条例第13号

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例及び指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

(指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第 1 条 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（令和 3 年栃木県条例第23号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(人員、設備及び運営に関する基準) 第 4 条 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準は、次条及び第 6 条に定めるものを除くほか、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号。以下「省令」という。）（省令の改正に係る経過措置に関する規定を含む。）の定めるところによる。この場合において、省令第39条第 2 項（省令第39条の 3 及び第43条において準用する場合を含む。）、第82条の 2 第 2 項、第104条の 4 第 2 項（省令第105条の 3 及び第109条において準用する場合を含む。）、第118条の 2 第 2 項	(人員、設備及び運営に関する基準) 第 4 条 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準は、次条及び第 6 条に定めるものを除くほか、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号。以下「省令」という。）（省令の改正に係る経過措置に関する規定を含む。）の定めるところによる。この場合において、省令第39条第 2 項（省令第39条の 3 及び第43条において準用する場合を含む。）、第82条の 2 第 2 項、第104条の 4 第 2 項（省令第105条の 3 及び第109条において準用する場合を含む。）、第118条の 2 第 2 項、第139条の 3 第 2 項（省令第140条の13、第140条の15及び第140条の32において準用する場合を含む。）、第154条の 2 第 2 項（省令第155条の12において準用する場合を含む。）及び第215条第 2 項中「2 年間」とあるのは「5 年間（第 3 号、第 5 号及び第 6 号に掲げる記録にあっては、2 年間）」と、省令第53条の 3 第 2 項（省令第58条において準用する場合を含む。）及び第90条の 2 第 2 項中「2 年間」とあるのは「5 年間（第 2 号、第 4 号及び第 5 号に掲げる記録にあっては、2 年間）」と、省令第73条の 2 第

2 項中「2 年間」とあるのは「5 年間（第 5 号、第 7 号及び第 8 号に掲げる記録にあっては、2 年間）」と		2 項中「2 年間」とあるのは「5 年間（第 5 号、第 7 号及び第 8 号に掲げる記録にあっては、2 年間）」と	
140 条の 13、第 140 条の 15 及び第 140 条の 32 において準用する場合を含む。）<u>第 154 条の 2 第 2 項（省令第 155 条の 12）において準用する場合を含む。）及び第 192 条の 11 第 2 項中「2 年間」とあるのは「5 年間（第 5 号及び第 6 号に掲げる記録にあっては、2 年間）」と、省令第 191 条の 3 第 2 項中「2 年間」とあるのは「5 年間（第 6 号及び第 7 号に掲げる記録にあっては、2 年間）」と</u>		の 3 第 2 項中「2 年間」とあるのは「5 年間（第 6 号及び第 7 号に掲げる記録にあっては、2 年間）」と、<u>省令第 192 条の 11 第 2 項中「2 年間」とあるのは「5 年間（第 5 号、第 6 号及び第 8 号に掲げる記録にあっては、2 年間）」と、省令第 204 条の 2 第 2 項（省令第 206 条において準用する場合を含む。）中「2 年間」とあるのは「5 年間（第 3 号、第 6 号及び第 7 号に掲げる記録にあっては、2 年間）」とする。</u>	
（指定介護予防サ―ビス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サ―ビス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正）		（人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準）	
第 2 条 指定介護予防サ―ビス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サ―ビス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（令和 3 年栃木県条例第 24 号）の一部を次のように改正する。		第 4 条 指定介護予防サ―ビス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サ―ビス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準は、次条及び第 6 条に定めるものを除くほか、指定介護予防サ―ビス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サ―ビス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 35 号。以下「省令」という。）（省令の改正に係る経過措置に關する規定を含む。）の定めるところによる。この場合において、省令第 54 条第 2 項（省令第 61 条において準用する場合を含む。）<u>、第 92 条第 2 項及び第 288 条第 2 項中「2 年間」とあるのは「5 年間（第 2 号、第 4 号及び第 5 号に掲げる記録にあっては、2 年間）」と、省令第 73 条第 2 項中「2 年間」とあるのは「5 年間（第 5 号、第 7 号及び第 8 号に掲げる記録にあっては、2 年間）」と、省令第 83 条第 2 項、第 122 条第 2 項、第 141 条第 2 項（省令第 159 条、第 166 条及び第 185 条において準用する場合を含む。）及び第 194 条第 2 項（省令第 210 条において準用する場合を含む。）中「2 年間」とあるのは「5 年間（第 3 号、第 5 号及び第 6 号に掲げる記録にあっては、2 年間）」と</u>	
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。		次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。	
（人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準）		（人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準）	
第 4 条 指定介護予防サ―ビス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サ―ビス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準は、次条及び第 6 条に定めるものを除くほか、指定介護予防サ―ビス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サ―ビス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 35 号。以下「省令」という。）（省令の改正に係る経過措置に關する規定を含む。）の定めるところによる。この場合において、省令第 54 条第 2 項（省令第 61 条において準用する場合を含む。）<u>、第 92 条第 2 項及び第 288 条第 2 項中「2 年間」とあるのは「5 年間（第 2 号、第 4 号及び第 5 号に掲げる記録にあっては、2 年間）」と、省令第 73 条第 2 項中「2 年間」とあるのは「5 年間（第 5 号、第 7 号及び第 8 号に掲げる記録にあっては、2 年間）」と、省令第 83 条第 2 項及び第 122 条第 2 項</u>		第 4 条 指定介護予防サ―ビス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サ―ビス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準は、次条及び第 6 条に定めるものを除くほか、指定介護予防サ―ビス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サ―ビス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 35 号。以下「省令」という。）（省令の改正に係る経過措置に關する規定を含む。）の定めるところによる。この場合において、省令第 54 条第 2 項（省令第 61 条において準用する場合を含む。）<u>、第 92 条第 2 項及び第 288 条第 2 項中「2 年間」とあるのは「5 年間（第 2 号、第 4 号及び第 5 号に掲げる記録にあっては、2 年間）」と、省令第 73 条第 2 項中「2 年間」とあるのは「5 年間（第 5 号、第 7 号及び第 8 号に掲げる記録にあっては、2 年間）」と、省令第 83 条第 2 項、第 122 条第 2 項、第 141 条第 2 項（省令第 159 条、第 166 条及び第 185 条において準用する場合を含む。）及び第 194 条第 2 項（省令第 210 条において準用する場合を含む。）中「2 年間」とあるのは「5 年間（第 3 号、第 5 号及び第 6 号に掲げる記録にあっては、2 年間）」と</u>	

(省令第159条、第166条及び第185条において準用する場合を含む。)、第194条第2項(省令第210条において準用する場合を含む。)
及び第261条第2項中「2年間」とあるのは「5年間(第5号及び第6号に掲げる記録にあっては、2年間)」と、省令第244条第2項中「2年間」とあるのは「5年間(第6号及び第7号に掲げる記録にあっては、2年間)」と

一、省令第275条第2項(省令第280条において準用する場合を含む。)
中「2年間」とあるのは「5年間(第2号、第5号及び第6号に掲げる記録にあっては、2年間)」とする。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(高齢対策課)

栃木県条例第14号

認定こども園の認定の要件を定める条例の一部を改正する条例

認定こども園の認定の要件を定める条例(平成18年栃木県条例第50号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
別表 (第3条関係)		別表 (第3条関係)	
1・2 略 3 施設設備 (1)～(6) 略	(7) 認定こども園は、当該認定こども園の子どもに食事を提供するときは、当該認定こども園内で調理する方法により行わなければならない。ただし、満3歳以上の子どもに対する食事の提供については、次に掲げる基準を満たす場合に限り、当該認定こども園外で調理し、搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該認定こども園において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理の機能を有する設備を備えるときは、(3)の規定にかかわらず、調理室を設けないことができる。	1・2 略 3 施設設備 (1)～(6) 略	(7) 認定こども園は、当該認定こども園の子どもに食事を提供するときは、当該認定こども園内で調理する方法により行わなければならない。ただし、満3歳以上の子どもに対する食事の提供については、次に掲げる基準を満たす場合に限り、当該認定こども園外で調理し、搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該認定こども園において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理の機能を有する設備を備えるときは、(3)の規定にかかわらず、調理室を設けないことができる。
	ア 略		ア 略
	イ 当該認定こども園又は他の施設、保健所、市町村等の栄養士又は管理栄養士により献立等について栄養の観点からの指導が受けられる等栄養士又は管理栄養士による必要な配慮が行われること。		イ 当該認定こども園又は他の施設、保健所、市町村等の栄養士により献立等について栄養の観点からの指導が受けられる等栄養士による必要な配慮が行われること。

ウ～オ 略 (8)～(10) 略 4～7 略 備考 略	ウ～オ 略 (8)～(10) 略 4～7 略 備考 略
附 則 この条例は、令和7年4月1日から施行する。	
栃木県条例第15号 栃木県安心こども基金条例の一部を改正する条例 栃木県安心こども基金条例（平成21年栃木県条例第5号）の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。	
(設置) 第1条 国が県に交付する子育て支援対策臨時特例交付金により、<u>安心して子育てができる環境の整備を図るため、栃木県安心こども基金（以下「基金」という。）を設置する。</u> 附 則 1 略 2 この条例は、<u>令和12年6月30日</u>限り、その効力を失う。	(設置) 第1条 国が県に交付する子育て支援対策臨時特例交付金により、<u>保育所の計画的な整備等を促進し、安心して子育てができる環境の整備を図るため、栃木県安心こども基金（以下「基金」という。）を設置する。</u> 附 則 1 略 2 この条例は、<u>令和7年6月30日</u>限り、その効力を失う。
附 則 この条例は、公布の日から施行する。	
(こども政策課)	
栃木県条例第16号 栃木県国民健康保険運営協議会、国民健康保険給付費等交付金及び国民健康保険事業費納付金に関する条例の一部を改正する条例 栃木県国民健康保険運営協議会、国民健康保険給付費等交付金及び国民健康保険事業費納付金に関する条例（平成29年栃木県条例第35号）の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。	
(委員の定数) 第3条 政令第2条第5項の栃木県国民健康保険運営協議会の委員の定数は、次の各号に定めるとおりとする。 (1)～(4) 略	(委員の定数) 第3条 政令第3条第5項の栃木県国民健康保険運営協議会の委員の定数は、次の各号に定めるとおりとする。 (1)～(4) 略

附 則

1 略

附 則

1 略

(経過措置)

2 算定政令附則第 4 条第 1 項の規定が適用される場合における第 8 条から第 10 条まで、第 13 条及び第 14 条の規定の適用については、これらの規定のうち次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第 8 条	算定政令	算定政令附則第 4 条第 1 項の規定により読み替えられた算定政令
	同項第 1 号	算定政令附則第 4 条第 1 項の規定により読み替えられた算定政令第 9 条第 4 項第 1 号
第 9 条	算定政令	算定政令附則第 4 条第 1 項の規定により読み替えられた算定政令
	同項第 1 号に掲げる額を同項第 2 号	算定政令附則第 4 条第 1 項の規定により読み替えられた算定政令第 9 条第 5 項第 1 号に掲げる額を算定政令附則第 4 条第 1 項の規定により読み替えられた算定政令第 9 条第 5 項第 2 号
第 10 条	算定政令	算定政令附則第 4 条第 1 項の規定により読み替えられた算定政令
	同項第 1 号	算定政令附則第 4 条第 1 項の規定により読み替えられた算定政令第 9 条第 6 項第 1 号
第 13 条	算定政令	算定政令附則第 4 条第 1 項の規定により読み替えられた算定政令
	同項第 1 号に掲げる額を同項第 2 号	算定政令附則第 4 条第 1 項の規定により読み替えられた算定政令第 10 条第 3 項第 1 号に掲げる額を算定政令附則第 4 条第 1 項の規定により読み替えられた算定政令第 10 条第 3 項第 2 号
第 14 条	算定政令	算定政令附則第 4 条第 1 項の規定により読み替えられた算定政令
	同項第 1 号	算定政令附則第 4 条第 1 項の規定により読み替えられた算定政令第 10 条第 4 項第 1 号

2・3略 3・4略	
附 則 この条例は、公布の日から施行する。 (国保医療課)	
栃木県条例第17号 県が経営する水道用水供給事業の水道技術管理者の資格等を定める条例の一部を改正する条例 県が経営する水道用水供給事業の水道技術管理者の資格等を定める条例（平成24年栃木県条例第52号）の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。	
改 正 後	改 正 前
(布設工事監督者の資格) 第 4 条 法第31条において準用する法第12条第 2 項の条例で定める資格は、水道法施行令（昭和32年政令第336号。以下「政令」という。）第5条に定めるところによる。	(布設工事監督者の資格) 第 4 条 法第31条において準用する法第12条第 2 項の条例で定める資格は、次のとおりとする (1) <u>学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。以下同じ。）の土木工学科若しくはこれに相当する課程において衛生工学若しくは水道工学に関する学科目を修めて卒業した後、又は旧大</u><u>学令（大正 7 年勅令第388号）による大学において土木工学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した後、2 年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u> (2) <u>学校教育法による大学の土木工学科又はこれに相当する課程において衛生工学及び水道工学に関する学科目以外の学科目を修めて卒業した後、3 年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u> (3) <u>学校教育法による短期大学（同法による専門職大学の前期課程を含む。以下同じ。）若しくは高等専門学校又は旧専門学校令（明治36年勅令第61号）による専門学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後）、5 年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u> (4) <u>学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、7 年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u> (5) <u>10年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u> (6) <u>前各号に掲げる者と同等以上の技能を有すると認められる者として</u>

規則で定める者

(水道技術管理者の資格)

第 5 条 法第31条及び第34条第 1 項において準用する法第19条第 3 項の条
例で定める資格

は、政令第 7 条に定めるところによる。

(水道技術管理者の資格)

第 5 条 法第31条及び第34条第 1 項において準用する法第19条第 3 項の条
例で定める資格（1 日最大給水量が1,000 立方メートル以下である専用水
道に係る資格を除く。）は、次のとおりとする。

- (1) 前条の規定による資格を有する者
- (2) 前条第 1 号、第 3 号及び第 4 号に規定する学校において土木工学以
外の工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する学科目又はこれら
に相当する学科目を修めて卒業した後（学校教育法による専門職大学
の前期課程にあっては、修了した後）、同条第 1 号に規定する学校を
卒業した者については 4 年以上、同条第 3 号に規定する学校を卒業し
た者（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者）に
ついては 6 年以上、同条第 4 号に規定する学校を卒業した者について
は 8 年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (3) 10 年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (4) 前 2 号に掲げる者と同等以上の技能を有すると認められる者として

規則で定める者

2 法第34条第 1 項において準用する法第19条第 3 項の条例で定める資格
（1 日最大給水量が1,000 立方メートル以下である専用水道に係る資格
に限る。）は、次のとおりとする。

- (1) 学校教育法による大学の土木工学科若しくはこれに相当する課程に
おいて衛生工学若しくは水道工学に関する学科目を修めて卒業した
後、又は旧大学令による大学において土木工学科若しくはこれに相当
する課程を修めて卒業した後、1 年以上水道に関する技術上の実務に
従事した経験を有する者
- (2) 学校教育法による大学の土木工学科又はこれに相当する課程におい
て衛生工学及び水道工学に関する学科目以外の学科目を修めて卒業し
た後、1 年 6 月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有す
る者
- (3) 学校教育法による短期大学若しくは高等専門学校又は旧専門学校令
による専門学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業
した後（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した
後）、2 年 6 月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有す
る者
- (4) 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令
による中等学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業

した後、3年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(5) 第1号、第3号及び前号に規定する学校において土木工学以外の工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する学科目又はこれらに相当する学科目を修めて卒業した後（学校教育法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後）、第1号に規定する学校を卒業した者について2年以上、第3号に規定する学校を卒業した者（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者）については3年以上、前号に規定する学校を卒業した者については4年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(6) 5年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(7) 前2号に掲げる者と同等以上の技能を有すると認められる者として規則で定める者

第6条 略

(政令が改正された場合の措置)

第6条 政令第5条又は第7条の規定（これらの規定に基づく省令の規定を含む。以下「資格関係規定」という。）が改正された場合における前2条の規定の適用については、当該資格関係規定の改正の際の経過措置の規定が定められたときにあつては当該経過措置の規定の例によることとし、当該経過措置の規定が定められないときにあつては知事が定めるところにより当該改正前の資格関係規定の例によることができる。

第7条 略

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(上下水道課)

栃木県条例第18号

栃木県建築基準条例の一部を改正する条例

栃木県建築基準条例（昭和57年栃木県条例第2号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(災害危険区域内の建築制限) 第5条 前条の規定により指定された災害危険区域内において、居室を有する建築物を建築する場合には、当該建築物はその基礎及び主要構造部が鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造であり、かつ、当該	(災害危険区域内の建築制限) 第5条 災害危険区域内において、居室を有する建築物を建築する場合には、当該建築物はその基礎及び主要構造部が鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造であり、かつ、当該

居室の開口部が急傾斜地法第 2 条第 1 項に規定する急傾斜地（以下この条において「急傾斜地」という。）に面していないものでなければならぬ。ただし、当該建築物に係る急傾斜地について同条第 3 項に規定する急傾斜地崩壊防止工事がなされている場合その他崖崩れによる被害を受けるおそれのない場合は、この限りでない。	居室の開口部が急傾斜地法第 2 条第 1 項に規定する急傾斜地（以下この条において「急傾斜地」という。）に面していないものでなければならぬ。ただし、当該建築物に係る急傾斜地について同条第 3 項に規定する急傾斜地崩壊防止工事がなされている場合その他がけ崩れによる被害を受けるおそれのない場合は、この限りでない。
（一の敷地内にあるとみなされる建築物に対する外壁の開口部に対する制限の特例）	（一の敷地内にあるとみなされる建築物に対する外壁の開口部に対する制限の特例）
第47条 法第86条の4各号のいずれかに該当する建築物について第20条第1号、第24条第1項、第26条及び第38条の規定を適用する場合においては、法第86条の4第1号イに該当する建築物は耐火建築物と、同号ロに該当する建築物は準耐火建築物とみなす。	第47条 法第86条の4第1項各号のいずれかに該当する建築物について第20条第1号、第24条第1項、第26条及び第38条の規定を適用する場合においては、法第86条の4第1号イに該当する建築物は耐火建築物と、同号ロに該当する建築物は準耐火建築物とみなす。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(建築課)

栃木県条例第19号
栃木県公立学校職員給与条例及び職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
(栃木県公立学校職員給与条例の一部改正)

第 1 条 栃木県公立学校職員給与条例（昭和32年栃木県条例第34号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
(定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外)					
第13条の2 第7条第3項から第10項まで及び第8条の3 の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。					
別表第3 (第9条の2、第9条の3関係)					
区 分	学 校 名		学 校 名	学 校 名	
	小 学 校	中 学 校			
へき地に準ずる学校等	日光市立中宮祠小学校	日光市立中宮祠中学校	日光市立中宮祠小学校	日光市立中宮祠中学校	
	茂木町立逆川小学校		日光市立小来川小学校	日光市立小来川中学校	
			茂木町立逆川小学校		
	略		略		

略		略	
(職員の給与に関する条例等の一部を改正する等の条例の一部改正) 第2条 職員の給与に関する条例等の一部を改正する等の条例 (令和 4 年栃木県条例第30号) の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。			
略	略	略	略
附 則 (職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置) 第2条 略 2 暫定再任用職員 (改正法附則第 4 条第 1 項若しくは第 2 項又は第 6 条第 1 項若しくは第 2 項 (これらの規定を改正法附則第 9 条第 3 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)) の規定により採用された職員をいう。以下同じ。)) (暫定再任用短時間勤務職員 (地方公務員法 (昭和 25 年法律第 261 号) 第 22 条の 4 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める暫定再任用職員をいう。以下同じ。)) を除く。以下この項及び次項において同じ。)) の給料月額、当該暫定再任用職員が同条第 3 項に規定する定年前再任用短時間勤務職員 (以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)) であるものとした場合に適用される職員の給与に関する条例第 5 条第 2 項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、同条例第 6 条第 2 項の規定により当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。 3 ～ 9 略		(栃木県公立学校職員給与条例の一部改正に伴う経過措置) 第3条 略 2 ～ 5 略 6 栃木県公立学校職員給与条例第 7 条第 3 項、第 4 項、第 6 項及び第 8 項から第 10 項まで並びに第 8 条の 3、第 9 条の 2 並びに第 9 条の 3 並びに新学校給与条例第 7 条第 5 項及び第 7 項の規定は、暫定再任用職員には適用しない。 7 略	
(職員の退職手当に関する条例の一部改正に伴う経過措置) 第5条 暫定再任用職員に対する第 4 条の規定による改正後の職員の退職手当に関する条例 (以下「新退職手当条例」という。)) 第 2 条第 1 項の		(職員の退職手当に関する条例の一部改正に伴う経過措置) 第5条 暫定再任用職員に対する第 4 条の規定による改正後の職員の退職手当に関する条例 (以下「新退職手当条例」という。)) 第 2 条第 1 項の	

規定の適用については、同項中「（以下「職員」という。）」とあるのは、「（地方公務員法の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 63 号）附則第 4 条第 1 項若しくは第 2 項又は第 6 条第 1 項若しくは第 2 項（これらの規定を同法附則第 9 条第 3 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により採用された職員を除く。以下「職員」という。））」とする。	規定の適用については、同項中「（以下「職員」という。）」とあるのは、「（地方公務員法の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 63 号）附則第 4 条第 1 項若しくは第 2 項又は第 6 条第 1 項若しくは第 2 項（これらの規定を同法附則第 9 条第 3 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により採用された職員を除く。以下「職員」という。））」とする。
2・3 略	2・3 略
（公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）	（公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）
第 9 条 暫定再任用職員に対する第 16 条の規定による改正後の公益的法人等への職員の派遣等に関する条例第 2 条第 2 項の規定の適用については、同項第 1 号中「任期を定めて任用される職員」とあるのは、「任期を定めて任用される職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 63 号）附則第 4 条第 1 項又は第 2 項（これらの規定を同法附則第 9 条第 3 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により採用される職員を除く。））」とする。	第 9 条 暫定再任用職員に対する第 16 条の規定による改正後の公益的法人等への職員の派遣等に関する条例第 2 条第 2 項の規定の適用については、同項第 1 号中「任期を定めて任用される職員」とあるのは、「任期を定めて任用される職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 63 号）附則第 4 条第 1 項又は第 2 項（これらの規定を同法附則第 9 条第 3 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により採用される職員を除く。））」とする。

附 則

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に新たに定年前再任用短時間勤務職員（以下「再任用職員」という。）及び暫定再任用職員（以下「再任用職員」という。）（以下「再任用職員」という。）に対して適用されることとなる栃木県公立学校職員給与条例第 9 条の 3 の規定は、施行日以後に同条第 1 項に規定する異動をした再任用職員又は施行日以後に同項に規定する学校の移転があった再任用職員について適用する。

栃木県条例第 20 号

学校職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例

学校職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例（平成 7 年栃木県条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（深夜勤務及び時間外勤務の制限）	（深夜勤務及び時間外勤務の制限）
第 7 条 略	第 7 条 略
2 任命権者は、 <u>小学校就学の始期に達するまでの子</u> のある職員が当該子の養育をするために請求した場合には、当該請求した職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、前条第 2 項に規定する勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時	2 任命権者は、 <u>3 歳に満たない</u> 子のある職員が当該子の養育をするために請求した場合には、当該請求した職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、前条第 2 項に規定する勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時

の勤務を除く。次項において同じ。) をさせてはならない。

3 略

4 前3項の規定は、配偶者、父母、子、配偶者の父母その他教育委員会規則で定める者（以下「配偶者等」という。）で、負傷、疾病、老齢等により教育委員会規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの（以下「要介護者」という。）の介護をする職員について準用する。この場合において、第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子」（地方公務員の育児休業等に関する法律第2条第1項の規定により子に含まれるものとされる者を含む。以下第3項までにおいて同じ。）のある職員（職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日午前5時までの時間をいう。以下同じ。）において常態として当該子の養育をすることができるとして教育委員会規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が当該子の養育」とあるのは「要介護者のある職員が当該要介護者の介護」と、第2項及び前項中「小学校就学の始期に達するまでの子」のある職員が当該子の養育」とあるのは「要介護者のある職員が当該要介護者の介護」と、第2項中「当該請求した職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」

と読み替えるものとする。

第16条 略

（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等）
第16条の2 任命権者は、職員が当該任命権者に対し、当該職員の配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出（以下「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に達する日の属する年度において、介護両立支援制度等その他の事項を知らせなければならない。

の勤務を除く。次項において同じ。) をさせてはならない。

3 略

4 前3項の規定は、配偶者、父母、子、配偶者の父母その他教育委員会規則で定める者（以下「要介護者」という。）で、負傷、疾病、老齢等により教育委員会規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの（以下「要介護者」という。）の介護をする職員について準用する。この場合において、第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子」（地方公務員の育児休業等に関する法律第2条第1項の規定により子に含まれるものとされる者を含む。以下第3項までにおいて同じ。）のある職員（職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日午前5時までの時間をいう。以下同じ。）において常態として当該子の養育をすることができるとして教育委員会規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が当該子の養育」とあるのは「要介護者のある職員が当該要介護者の介護」と、第2項中「3歳に満たない子」のある職員が当該子の養育」とあるのは「要介護者のある職員が当該要介護者の介護」と、「当該請求した職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」と、前項中「小学校就学の始期に達するまでの子」のある職員が当該子の養育」とあるのは「要介護者のある職員が当該要介護者の介護」と読み替えるものとする。

第16条 略

(勤務環境の整備に関する措置)
第16条の3 任命権者は、介護両立支援制度等の利用に係る請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。
(1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施
(2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備
(3) その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

附 則
この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(教育委員会事務局教育政策課)

栃木県条例第21号
栃木県立学校の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
栃木県立学校の設置及び管理に関する条例（昭和35年栃木県条例第40号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
1 中学校		1 中学校	
栃木県立宇都宮東高等学校附属中学校	位 置	栃木県立宇都宮東高等学校附属中学校	位 置
栃木県立とちぎ学びの夢学園	略		略
略		略	
2・3 略		2・3 略	

附 則
1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
2 栃木県立学校の授業料等に関する条例（昭和24年栃木県条例第10号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
第 1 条 県立の中学校（栃木県立とちぎ学びの夢学園を除く。）に入学を志願する者は、2,200円の入学検査料を納付しなければならない。		第 1 条 県立の中学校に入学を志願する者は、2,200円の入学検査料を納付しなければならない。	
2 略		2 略	

(教育委員会事務局高校教育課)

栃木県条例第22号

栃木県収入証紙条例を廃止する等の条例

(栃木県収入証紙条例の廃止)

第 1 条 栃木県収入証紙条例 (昭和25年栃木県条例第46号) は、廃止する。

(栃木県立学校の授業料等に関する条例の一部改正)

第 2 条 栃木県立学校の授業料等に関する条例 (昭和24年栃木県条例第10号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改	正	後	改	正	前
第 1 条の 2	削除		第 1 条の 2	前条の入学考査料は、栃木県収入証紙をもって納付するものとする。ただし、地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第231条の 2 の 3 第 1 項に規定する指定納付受託者に同法第231条の 2 の 2 の規定により委託するものについては、この限りでない。	

(栃木県手数料条例の一部改正)

第 3 条 栃木県手数料条例 (昭和31年栃木県条例第 1 号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
第3条 削除	(手数料の徴収方法) 第3条 県が徴収する手数料は、証紙徴収の方法によって徴収する。ただし、次に掲げる手数料については、この限りでない。 (1) 別表第1の8の7の項から8の9の項まで、8の11の項、8の12の項、55の2の項から55の4の項まで、125の項、126の項、303の項、328の項から331の項まで、375の項、376の2の項、377の項、512の項及び513の項の事務に係る手数料 (2) 地方自治法第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者が同法第231条の2の2の規定による委託を受けた手数料（前号に掲げるものを除く。）
別表第1（第2条、第5条関係）	別表第1（第2条、第3条、第5条関係）
略	略
備考 略	備考 略

(栃木県公害紛争処理条例の一部改正)

第 4 条 栃木県公害紛争処理条例 (昭和45年栃木県条例第46号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(手数料) 第8条 略 2・3 略	(手数料) 第8条 略 2・3 略 4 第1項及び前項の手数料は、栃木県収入証紙により納めなければなら ない。ただし、地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第 1項に規定する指定納付受託者に同法第231条の2の2の規定により委 託するものについては、この限りでない。

(栃木県立産業技術専門校条例の一部改正)

第5条 栃木県立産業技術専門校条例（昭和47年栃木県条例第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	(入校試験料) 第9条 略
改 正 前	(入校試験料) 第9条 略 <u>2 前項の入校試験料は、栃木県収入証紙により納付するものとする。ただし、地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者に同法第231条の2の2の規定により委託するものについては、この限りでない。</u>

(栃木県立衛生福祉大学校条例の一部改正)

第6条 栃木県立衛生福祉大学校条例（昭和59年栃木県条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(入学試験料) 第6条 略	(入学試験料) 第6条 略 2 前項の入学試験料は、栃木県収入証紙により納付するものとする。ただし、地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者に同法第231条の2の2の規定により委託するものについては、この限りでない。

(栃木県農業大学校条例の一部改正)

栃木県農業高等学校条例（昭和59年栃木県条例第28号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改		正		後		改		正		前													
(入学試験料) 第5条 略				(入学試験料) 第5条 略 2 前項の入学試験料は、栃木県収入証紙により納付するものとする。ただし、地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者に同法第231条の2の2の規定により委託するものについては、この限りでない。																			
(栃木県警察関係手数料条例の一部改正) 第8条 栃木県警察関係手数料条例（平成12年栃木県条例第12号）の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。																							
改				正				後				改				正				前			
(入学試験料) 第13条 略				(手数料の徴収方法) 第13条 県が徴収する手数料は、証紙徴収の方法によって徴収する。ただし、次に掲げる手数料については、この限りでない。 (1) 第8条第1項の表1の項及び第9条の表2の項に係る手数料 (2) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者が同法第231条の2の2の規定による委託を受けた手数料（前号に掲げるものを除く。）				第14条～第16条 略				(入学試験料) 第10条 略 2 使用料は、栃木県収入証紙により納付しなければならない。ただし、次に掲げる使用料については、この限りでない。 (1) 技術支援センターの有料施設等の利用に係る使用料 (2) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者に同法第231条の2の2の規定により委託する使用料（前号に掲げるものを除く。）											
(栃木県産業技術センター設置、管理及び使用料条例の一部改正) 第9条 栃木県産業技術センター設置、管理及び使用料条例（平成14年栃木県条例第61号）の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。																							
改				正				後				改				正				前			
(使用料) 第10条 略				(使用料) 第10条 略 2 使用料は、栃木県収入証紙により納付しなければならない。ただし、次に掲げる使用料については、この限りでない。 (1) 技術支援センターの有料施設等の利用に係る使用料 (2) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者に同法第231条の2の2の規定により委託する使用料（前号に掲げるものを除く。）				第14条～第16条 略				(使用料) 第10条 略 2 使用料は、栃木県収入証紙により納付しなければならない。ただし、次に掲げる使用料については、この限りでない。 (1) 技術支援センターの有料施設等の利用に係る使用料 (2) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者に同法第231条の2の2の規定により委託する使用料（前号に掲げるものを除く。）											

2 略	3 略
附 則 (施行期日) 1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。 (経過措置) 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に第 1 条の規定による廃止前の栃木県収入証紙条例（以下「旧証紙条例」という。）第 6 条の規定により売りさばかれた栃木県収入証紙（消印、汚染又は毀損があるものを除く。以下「売りさばき済証紙」という。）は、令和 9 年 3 月 31 日までの間は、なお従前の例により使用することができる。 3 次項の場合を除き、売りさばき済証紙を保有する者は、令和 13 年 3 月 31 日までの間は、これを知事に返還して当該売りさばき済証紙の証紙面金額に相当する金額の還付を受けることができる。 4 施行日の前日において旧証紙条例第 6 条に規定する指定人である者は、旧証紙条例第 8 条の規定により買い受け付けた栃木県収入証紙（消印、汚染又は毀損があるものを除く。）を施行日以後遅滞なく知事に返還しなければならぬ。この場合において、知事は、令和 13 年 3 月 31 日までの間に返還した者に対し、規則で定める金額を還付するものとする。 (会計局会計管理課)	
栃木県条例第 23 号 栃木県議会の会期に関する条例の一部を改正する条例 栃木県議会の会期に関する条例（平成 25 年栃木県条例第 1 号）の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。	
改正後	改正前
別表（第 2 条関係） 令和 7 年 5 月 28 日 令和 7 年 5 月 30 日 令和 7 年 6 月 3 日 令和 7 年 6 月 4 日 令和 7 年 6 月 16 日 令和 7 年 9 月 18 日 令和 7 年 9 月 22 日 令和 7 年 9 月 25 日 令和 7 年 9 月 26 日 令和 7 年 10 月 9 日 令和 7 年 11 月 26 日 令和 7 年 11 月 28 日 令和 7 年 12 月 2 日 令和 7 年 12 月 3 日 令和 7 年 12 月 12 日	別表（第 2 条関係） 令和 6 年 5 月 28 日 令和 6 年 5 月 30 日 令和 6 年 6 月 3 日 令和 6 年 6 月 4 日 令和 6 年 6 月 14 日 令和 6 年 9 月 20 日 令和 6 年 9 月 25 日 令和 6 年 9 月 27 日 令和 6 年 9 月 30 日 令和 6 年 10 月 16 日 令和 6 年 12 月 10 日 令和 6 年 12 月 12 日 令和 6 年 12 月 16 日 令和 6 年 12 月 17 日 令和 6 年 12 月 26 日

令和 8 年 2 月 16 日 令和 8 年 2 月 18 日 令和 8 年 2 月 19 日 令和 8 年 2 月 24 日 令和 8 年 2 月 25 日 令和 8 年 3 月 6 日 令和 8 年 3 月 19 日	令和 7 年 2 月 18 日 令和 7 年 2 月 20 日 令和 7 年 2 月 25 日 令和 7 年 2 月 26 日 令和 7 年 3 月 7 日 令和 7 年 3 月 24 日
--	---

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

栃木県条例第24号

栃木県議会の保有する個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

栃木県議会の保有する個人情報の保護に関する条例（令和 4 年栃木県条例第43号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
(定義) 第2条 略 2～9 略 10 この条例において「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。第12条第5項において「番号利用法」という。）第2条第9項に規定する特定個人情報をいう。 11～13 略 (利用及び提供の制限) 第12条 略 2～4 略 5 保有特定個人情報に関しては、第2項第2号から第4号まで及び第29条の規定は適用しないものとし、次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。		(定義) 第2条 略 2～9 略 10 この条例において「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。第12条第5項において「番号利用法」という。）第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。 11～13 略 (利用及び提供の制限) 第12条 略 2～4 略 5 保有特定個人情報に関しては、第2項第2号から第4号まで及び第29条の規定は適用しないものとし、次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。	
略		略	
第38条第1項 第1号	又は第12条第1項及び第2項の規定に違反して利用されている	第38条第1項 第1号	又は第12条第1項及び第2項の規定に違反して利用されている
第12条第5項の規定により読み替えて適用する同条第1項及び第2項（第1号に係る部分）		第12条第5項の規定により読み替えて適用する同条第1項及び第2項（第1号に係る部分）	

るとき	分に限る。)の規定に違反して利用されるとき、番号利用法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号利用法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル(番号利用法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルという。)に記録されているとき
略	

(個人情報ファイル簿の作成及び公表)

第17条 議長は、その定めるところにより、議会が保有している個人情報ファイルについて、それぞれ次に掲げる事項その他議長が定める事項を記載した帳簿(以下「個人情報ファイル簿」という。)を作成し、公表しなければならない。

(1)～(9) 略

2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。

(1) 次に掲げる個人情報ファイル

ア 議会の議員若しくは職員であった者又は職員若しくは職員であった者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、議員報酬、給与又は報酬、福利厚生に関する事項その他これらに準ずる事項を記録するもの(議長が行う職員の採用試験に関する個人情報ファイルを含む。)

イ～キ 略

(2)・(3) 略

3 略

(開示請求権)

第18条 何人も、この条例の定めるところにより、議長に対し、議会の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。

2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人(以下この章において「代理人」と総称する。)は、本人に代わって前項の規定による開示の請求(以下この章及び第48条において「開示

るとき	分に限る。)の規定に違反して利用されるとき、番号利用法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号利用法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル(番号利用法第2条第10項に規定する特定個人情報ファイルという。)に記録されているとき
略	

(個人情報ファイル簿の作成及び公表)

第17条 議長は、その定めるところにより、議会が保有している個人情報ファイルについて、それぞれ次に掲げる事項その他議長が定める事項を記載した帳簿(第3項において「個人情報ファイル簿」という。)を作成し、公表しなければならない。

(1)～(9) 略

2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。

(1) 次に掲げる個人情報ファイル

ア 議会の議員若しくは職員であった者又は職員若しくは職員であった者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、議員報酬、給与若しくは報酬若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録するもの(議長が行う職員の採用試験に関する個人情報ファイルを含む。)

イ～キ 略

(2)・(3) 略

3 略

(開示請求権)

第18条 何人も、この条例の定めるところにより、議長に対し、自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。

2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人(以下「代理人」と総称する。)は、本人に代わって前項の規定による開示の請求(以下「開示

請求」という。) をすることができる。 (訂正請求権) 第31条 略 2 代理人は、本人に代わって前項の規定による訂正の請求（以下この章及び第48条において「訂正請求」という。）をすることができる。 3 略 (訂正請求の手續) 第32条 略 2 略 3 議長は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者（以下この章において「訂正請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。 (利用停止請求権) 第38条 何人も、自己を本人とする保有個人情報^{（次）}の各号のいずれかに該当すると思料するとき、この条例の定めるところにより、議長に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下この章において「利用停止」という。）に関して他の法令の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。 (1)・(2) 略 2 代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求（以下この章及び第48条において「利用停止請求」という。）をすることができる。 3 略 (利用停止請求の手續) 第39条 略 2 略 3 議長は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止請求をした者（以下この章において「利用停止請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。 (適用除外) 第47条 保有個人情報（不開示情報を専ら記録する公文書に記録されている	請求」という。) をすることができる。 (訂正請求権) 第31条 略 2 代理人は、本人に代わって前項の規定による訂正の請求（以下この章及び第48条において「訂正請求」という。）をすることができる。 3 略 (訂正請求の手續) 第32条 略 2 略 3 議長は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者（以下この章において「訂正請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。 (利用停止請求権) 第38条 何人も、自己を本人とする保有個人情報^{（次）}の各号のいずれかに該当すると思料するとき、この条例の定めるところにより、議長に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下この章において「利用停止」という。）に関して他の法令の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。 (1)・(2) 略 2 代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求（以下この章及び第48条において「利用停止請求」という。）をすることができる。 3 略 (利用停止請求の手續) 第39条 略 2 略 3 議長は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止請求をした者（以下この章において「利用停止請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。 (適用除外) 第47条 保有個人情報（不開示情報を専ら記録する公文書に記録されている
--	--

るものに限る。)のうち、まだ分類その他の整理が行われていないもので、同一の利用目的に係るものが著しく大量にあるためから特定の保有個人情報報を検索することが著しく困難であるものは、第4章(第4節を除く。)の規定の適用については、議会に保有されていないものとみなす。

(開示請求等をしようとする者に対する情報の提供等)

第48条 議長は、開示請求、訂正請求又は利用停止請求（以下この条において「開示請求等」という。）をしようとする者がそれぞれ容易かつ的確に開示請求等を行うことができるよう、保有個人情報の特定制度その他の開示請求等をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。

るものに限る。)のうち、まだ分類その他の整理が行われていないもので、同一の利用目的に係るものが著しく大量にあるためその中から特定の保有個人情報報を検索することが著しく困難であるものは、前章(第4節を除く。)の規定の適用については、議会に保有されていないものとみなす。

(開示請求等をしようとする者に対する情報の提供等)

第48条 議長は、開示請求、訂正請求又は利用停止請求（以下この条において「開示請求等」という。）をしようとする者がそれぞれ容易かつ的確に開示請求等を行うことができるよう、保有個人情報の特定に資する情報の提供その他開示請求等を行う者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。

附則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(議会事務局)